



114  
A3580



二重層 我道江由より産出スル製糸輸出之類ニ  
半凡キモノ内以上ニシテ外西貿易以上ニ重要ニ  
物品カ之ヲ女子從中内地之人民ニ境外ノ多ク  
此ノ如クニ再製之ニ廠場未ク設備セラルル内地  
製造者其物品ヲ地元ノ糸高ニ賣却シ糸高  
之ヲ賣得シテ工場ノ間産ニ輸送シ物品ヲ検査  
トシテ若干之金額ヲ若備シ賣却者ニ其他一切  
取扱ヲ兼テ從問産ノ専權ニ委託スルノ慣行ノ有  
之ヲ辨ルニ在リ如ク各殊ノ問産ニ對テ賣却方ヲ

天正十一年四月  
限正  
侯爵邸寄附





妻托致し其面之其市價昂昂一致周法して  
 割損無憂ノ道ナキヨリ反テ外人ハ法利ヲ占メシテ  
 モスレハ其賣物ノ間ニ賤賤ノ多ク施シ製所己シテ  
 利スレテ知テ何事ヲ損害ヲ顧ミサルモヤリ他々地元  
 商人モ亦淳良津英ノ凡ラ去リ詐偽証冒之ニ惑ハ  
 ノ熟業ヲ施シ其捕之勢ニ至リ自尤淳良津英ノ  
 商人ハ振子条々名ヲ擲外シテ之ト他々ヲ恥チ其後  
 熟之行方指ヲ思ムノ甚シキヨリ知テ其高業ヲ厭フモ  
 アルニ至ル蓋シテ方々之条高ハ振子薄質ノ者ニテ目  
 前之錙利ヲク申ヒ永久之利益ニ為因セス祖悪ノ

物品ヲ輸送シテ極メテ多額ノ借借ヲ遂ケントスルモ  
 比ノ皆之ナリ内高ノ行為斬如シ而シテ外高巨大之  
 資産ニ托シテ作器百出投擲整頓ヲ逞カシク其況ニ  
 至テハ浮徴毎年ヲ要セサレナリ故ニ此患ヲ除カント欲セハ  
 須ク直轄ヲ得リ得シテ漢文ノ利ヲ得セシムルナキヲ  
 期セサレハカラス々々益々製業ノ業ニ進出加ハ外國ニ  
 直轄ヲ得ルハ其業ノ其製造ニ祖悪ノ徴征アル内ハ  
 竟ニ外高之信用ニ負キ我西主要ノ輸出物品ニ不  
 例ノ衰頹ヲ破シ其ノ極尤ニ有之々々ニテ其業凡  
 ラ矯正セサレハ中間ニ奪走スル好商之者メニハニシテ地元



知事深者ノ接取ヲ招キ大ニシテ西新經濟之基也ヲ  
 失フニ至ルヘシ之ヲ要スルニ彼ノ厚良薄夫ノ高ニ依ラス  
 シテ細好之高ヲ拒テ我ノ主要之產物ヲ安んずルニ  
 此トスルニ宛モ卯ヲ見テ財夜ヲ求ルニ異ナラス 此共將來ヲ  
 慮リ實以テ杞憂ニ難堪キ故依テ先般我川銀行  
 ヲ創シ之專ラ製業ノ下業ヲ補助スルニ業高ヲ指導シ  
 漸次彼ノ弊ヲ其除シ製業ノ業ヲ出サシラス加フ  
 ルニ若撫之便利ト金融ノ自由ヲ得テ其向キ貿易  
 高率ヲ得リ直轄ノ道ヲ開キ其業高人ヲシテ無二志者  
 撫ノ便利ヲ得サシメ自國ノ一徹協ヲ設ケ自國ヨリ產出

是レ知ノ製業ヲシテ車ノ下邊メニ如撫之再製  
 直轄ノ目的ニ高賣ノ旺業ヲ期セシ厚良薄夫ノ高ニ  
 招カスレテ此業ニ從フニ然レバ則チ業高之益概一  
 五五ニテ大ニ其體面ヲ改メ其製業ノ聲價ヲ  
 増進シ再製直轄ノ期ニテ可待ト存存然レシ  
 亦速ノ日達ヲ履行セシ巨額ノ製業ヲ賣買スル  
 各高人等ノ需要ニ應スル相當ノ資金金ヲ相備ヘ不  
 申テハ其實效を遂ヘテ到底當銀行之資金を  
 而已ニテハ右ニ傳業ヲ安んずルニ不申カ日ニ至リ  
 拮据アリテ其以慨嘆スルニ存然ルニ存産



業の中心を政府に於ては、専ら銀行に在りては、輸出  
 入の平拍に際して、一掃に可相成るるに、政府より特別に  
 出保復つて、出保を出高に懸り、少損之を利す  
 法府にせしめ、近ノ資金を、出保に拘束し、持 出 懸  
 引付に至るに、不慮の故に、毎半期に、来る途中 (凡五期  
 迫ラ重々第) 出保等需要に、倍に其の旨、出保  
 復つて、出保に、本下出保に、但、法府全日、製  
 糸輸出に、各ニ使用を、外決して、他ノ用途に、之レテ  
 其旨に、不仕、其旨、私共、性類、大政府に、於て、之レ可  
 相成、其旨、出保、下、全額に、對し、相書、出保、輸納に、

中上出保、近、毎、之、利、是、其、期限、其、總、政府、  
 出保、揮、道、守、可、仕、其、何、年、在、之、性、其、至、急、所  
 上、申、出保、下、特、留、之、出保、出保、出保、出保、出保、出保、  
 出保、出保、出保、出保、出保、出保、出保、出保、出保、出保、  
 利害、判、固、之、事、出保、出保、出保、出保、出保、出保、  
 尚、又、出保、出保、出保、出保、出保、出保、出保、出保、

出川銀行五律度

松本文治

山崎千三郎

森尾文六



青 田 縣

秋 野 平 八

島 井 半 次 郎

鈴 木 八 郎

河 井 重 隆

吉 岡 八 三

山 崎 德 次 郎

永 富 隆 八